

誓約書提出にあたってのQ&A

●誓約書の提出の必要性は？

- ・ 各国立大学法人や研究機関における研究費の不正使用の防止のため定められた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」において、各国立大学法人等と取引のある業者に対して不正な取引に関与しない旨の誓約書等を提出させることが求められているところであります。本学においても、公的研究費の適正な執行に努め、不正使用等の根絶するための方策の一つとして、各取引業者様に対して誓約書の提出をお願いすることといたしました。

●誓約書を提出しなかった場合どのような処分があるのか？

- ・ 誓約書が未提出であることを理由として取引停止等の措置を講ずることはありませんが、未提出の理由をお伺いする場合があります。

●誓約書への記名・押印は代表者のみか？

- ・ 原則、各取引業者様の代表者より記名（ゴム印の利用可）・押印頂きたいと考えております。ただし、本学との取引の状況に応じて、各支店・部門等の責任者からご提出頂いても結構です。
- ・ 押印する印鑑は、原則、社印及び代表社印（役職名のある印）とします。ただし、各取引業者様の社内の取扱いに応じて社印又は代表者印のみでも差し支えありません。

●誓約書の提出対象は？

- ・ 本学で取引を行うすべての取引業者様へ依頼しております。ただし、次の取引業者等は対象外としております。
 - ① 法人や国、地方公共団体、国立大学法人等公的機関
 - ② 公共事業者
 - ③ 学校法人
 - ④ 弁護士、特許・税理士等事務所
 - ⑤ その他本学が本件誓約書の徴取が馴染まないと判断した業種

●誓約書を提出済の業者が社名を変更した場合は？

- ・ お手数ですが、新社名で改めて誓約書の提出をお願いします。